

郡上市公共施設適正配置計画検討会議設置要綱

(設置)

第1条 郡上市公共施設等総合管理計画に基づき、市が保有する公共施設を効果的かつ効率的に配置するための計画（以下「郡上市公共施設適正配置計画」という。）の策定に関し必要な事項を検討するため、郡上市公共施設適正配置計画検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(用語の定義)

第2条 この告示において、公共施設とは、郡上市公共施設等総合管理計画に定める建築物系施設をいう。

(所掌事項)

第3条 検討会議は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 公共施設の適正配置の基本方針に関すること。
- (2) 個別の公共施設の適正配置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公共施設の適正配置に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 検討会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 教育委員会委員
- (4) 行政改革推進審議会委員
- (5) 関係団体の代表者
- (6) 公募市民
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員に対する謝礼及び交通費については、郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年郡上市条例第47号）に準じて支払う。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 検討会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる検討会議は、市長が招集する。

2 検討会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 検討会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認める場合は、委員以外の者に対して検討会議への出席を求め、意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(報告)

第8条 会長は、検討会議における検討結果を提言書として取りまとめ、市長に報告する。

(庶務)

第9条 検討会議の庶務は、市長公室企画課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成29年6月1日から施行する。